

2015年6月2日（火）発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.3

株式会社スリー・シー・コンサルティング

- 1 会計ニュースダイジェスト（2015年5月）
- 2 特集 有価証券報告書の訂正分析
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結貸借対照表3」
- 4 児玉厚の開示川柳「 税効果 本当に効果 あるのかな 」
- 5 編集後記

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
改正会社法事業報告対応の2015年6月版 6月25日リリース予定  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

1 会計ニュースダイジェスト（2015年5月）

- 1) IFRS「概念フレームワーク」改正案を公表（5月28日）  
（意見募集期限：2015年10月26日）

「概念フレームワーク」はIFRSそのものではありませんが、  
IFRSの解釈運用のために非常に重要視されています。

現在のフレームワークは最終改正が2010年ですが、その後とりわけ損益と  
OCIの概念について明記を求める意見が多く見られ、2011年に公表された  
アジェンダ・コンサルテーションでも優先課題として挙げられていました。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-calls-for-feedback-on-proposed-enhancements-to-the-conceptual-underpinning-of-financial-reporting.aspx>

- 2) 日本公認会計士協会、税効果会計に関するQ&Aを改正（5月28日）

平成27年度税制改正に伴う

「外国子会社からの受取配当の益金不算入制度」の内容変更  
（外国子会社の本国で損金算入される場合には適用除外となる）や  
復興特別法人税の廃止に伴う該当項目の削除が行われています。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1808.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1808.html)

3) ASBJ、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針案を公表 (5月26日)  
(意見募集期限: 2015年7月27日)

税効果会計の実務指針については日本公認会計士協会より  
「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」  
(監査委員会報告第66号)などが公表されていますが、  
ASBJに移管したうえで内容を見直すものです。

本適用指針案ではいわゆる「5分類」を基本的には踏襲するものの、  
各分類の具体的な取扱いを見直すことなどが提案されています。

なお、税効果会計に関する実務指針は他にもいろいろありますが、  
今回は緊急性の高い監査委員会報告第66号のみを先行して取り扱うものです。  
そのため、本来は一体で扱うべき注記の見直しも見送っております。

\* 2016年4月1日以後開始事業年度より適用  
(2016年3月31日以後終了事業年度の年度末より早期適用可)(予定)

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/zeikouka2015/index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/zeikouka2015/index.shtml)

4) IFRS for SMEs に対する包括的レビューを完了 (5月21日)  
(IFRS for SMEs: 非公開企業向け IFRS)

IFRS for SMEs は 2009 年に制定され、現在 72 か国で採用されていますが、  
改善点はないか包括的なレビューを 2012 年から行っていました。  
その結果、2 点 (有形固定資産の再評価、繰延税金) を除いて  
実質的に変更する点はないとの結論に達しました。

\* 改正後の IFRS for SMEs は 2017 年 1 月 1 日以後開始事業年度より適用

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IFRS-for-SMS-review-May-2015.aspx>

5) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」適用 1 年延期へ (5月19日)  
(意見募集期限: 2015年7月3日)

IFRS 第 15 号の適用は 2017 年 1 月 1 日以後開始事業年度からとされていましたが、  
同基準をコンバージェンスした米国が  
適用時期を 1 年延期しようとしていることに合わせるものです。

1 年延期によって、2018 年 1 月 1 日以後開始事業年度からの適用となります。  
なお、早期適用は依然として可能となる予定です。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-calls-for-feedback-on-proposal-May-2015.aspx>

6) ASBJ、のれんの償却に関するリサーチを公表 (5月19日)

ASBJは以前、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)と共同でディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」を公表しましたが、のれんの償却期間などについてわが国の主要企業を対象に実態調査などを行いました。

本リサーチ・ペーパーによると、のれんは法定の20年よりも短い期間で償却していることが多いことが判明しています。

また、学術文献の限定的なレビューを行った結果、のれんの非償却が償却より優れていると結論を下すことは困難であること、利用者も多くがのれんの償却を支持していることなどが示されております。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/discussion/discussion\\_research/20150519.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_research/20150519.shtml)

7) 日本公認会計士協会、統合報告の国際事例研究を公表 (5月18日)  
(経営研究調査会研究報告第55号)

2013年1月15日に同報告を公表しましたが、その後、2013年12月に国際統合報告評議会(IIRC)から国際統合報告フレームワークが公表されたこともあり、統合報告の最新状況を踏まえて改めて公表するものです。

構成については年次報告書に重要な情報を集約する傾向が強まっており、その結果年次報告書のページ数も増加するものの、構成を工夫する(例:企業全体の戦略や実績に関する情報と詳細情報を区分)ことにより簡潔さを損なわないようにしていることを述べています。

内容的には企業価値の創造に焦点を当てる傾向が非常に強く、また、重要性概念(わが社の「重要性」に対する考え方、方針)を新たに開示する傾向もみられるとしています。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/55.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/55.html)

8) 2014年金商法改正に関連する政令内閣府令が公布 (5月15日)  
(政令233号、内閣府令第38・39号)

昨年改正された金融商品取引法に関連する一連の措置です。

内部統制府令では新規上場時の内部統制報告書における監査証明免除の対象者(資本金100億円未満かつ負債総額1000億円未満)など新たに定めています。

また、有価証券報告書等の「大株主の状況」において大量保有報告書等に関する記載をする際に、大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合のほか、金商法第27条の30の7の規定により

公衆の縦覧に供された場合も新たに記載対象になりました。

\* 2015年5月29日から施行

<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150512-1.html>

9) 東証、コーポレートガバナンス・コードを公表 (5月13日)

有価証券上場規程の別添という扱いで、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が本年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」から内容の変更はありません。

<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>

同時に有価証券上場規程等も改正され、上場会社は、コードを実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンス報告書に記載することとされております。また、独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要も新たに開示する必要があります。

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>

\* 2015年6月1日から適用

なお、新たなコーポレート・ガバナンス報告書は2015年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の日から6か月を経過する日までに東証に提出することとされております。

10) IFRS財団、ASAFメンバーの見直しに着手 (5月1日)

会計基準アドバイザリーフォーラム (ASAF) は2013年4月に発足し現在12の国又は地域団体で構成されていますが、発足の2年後に構成メンバーを見直すこととされておりました。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/ASAF-call-for-nominations-and-feedback-statement.aspx>

---

— 【PR】 —

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座 (共催: 宝印刷株式会社)

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smtg.jp/public/seminar/view/39>

---

3月決算の会社は今、本決算の大詰め、有価証券報告書の最終チェックに余念がないと想定されます。

有価証券報告書の訂正報告書について、この3年間にどれだけ訂正を行ったか集計いたしました。チェック作業のご参考となれば幸いです。

集計の対象期間は2012年4月1日から2015年3月31日までに提出された有価証券報告書の訂正報告書です。

集計結果の概要は以下のとおりです。

#### 1) 全体

3年間の総訂正件数は2,369件でした。2013年度に大きく増加しましたが2014年度は減少しました。

カテゴリー別では「提出会社の状況」と「(連結)財務諸表注記」が最も多くなっています。

「提出会社の状況」は2013年度に急増ののち2014年度に急減していますが、「(連結)財務諸表注記」は2014年度に大きく増加しました。

#### 2) 各種

不適切な会計処理の訂正（不適切な会計処理である旨を明記しているものに限る）は3年間で49件で、年間15～19件で推移しています。

#### 3) 企業の概況

「関係会社の状況」が最も多く、年々増え続けています。

#### 4) 事業の状況

全体として横ばいか、やや減少気味です。

#### 5) 提出会社の状況

「コーポレート・ガバナンスの状況」と「役員の状況」が圧倒的に多くなっています。

「コーポレート・ガバナンスの状況」は2013年度に突出しておりますが、これは社外役員の独立性に関する開示項目が2012年3月30日に改正されたためと考えられ、2013年8～9月に訂正が集中しています。

(2013年の有価証券報告書レビューで当該項目に関する審査を実施  
<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130329-5.html>)

#### 6) (連結)財務諸表本体

個別損益計算書が最も多いですが、連結損益計算書が2014年度に急増しているのが気になります。

## 7) (連結) 財務諸表注記

「退職給付関係」と「連結・個別損益計算書関係」が2014年度に大きく増加しました。後者については減損損失に関する注記の訂正が目立っています。

## 8) 附属明細表他

単体簡素化に伴い「有価証券明細表」が2014年度にゼロになり、「主な資産及び負債の内容」も激減しました。IFRS採用会社の増加に伴いIFRS・米国基準関連の訂正が増えています。

\* 詳細なデータはメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中  
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！  
<http://zaimuhokoku.jp/>

## 3 ワンポイント開示会計問題演習

P社はS社を連結子会社としており、XX年3月期の連結精算表（抜粋）は以下のとおりである。P社グループでは連結納税は行っていない。

このとき、XX年3月31日現在のP社連結貸借対照表における、繰延税金資産（流動・固定）及び繰延税金負債（流動・固定）はそれぞれいくらになるか。

	P社	S社	連結仕訳
流動資産			
繰延税金資産	21,575	—	—
投資その他の資産			
繰延税金資産	5,480	—	—
流動負債			
繰延税金負債	—	—	注1)2,400
固定負債			
繰延税金負債	—	—	注2)6,300

注1) 親子間売上債権の相殺消去に伴う貸倒引当金の修正によるもので、内訳はP社からS社への売上に係るものが1,400、S社からP社への売上に係るものが1,000である。

注2) S社の資産及び負債の時価評価による評価差額に伴うものである。

\* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
改正会社法事業報告対応の2015年6月版 6月25日リリース予定  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

#### 4 児玉厚の開示川柳

---

\*児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による  
「開示川柳」をお届けしております。

「 税効果 本当に効果 あるのかな 」

日本に税効果会計が導入されたのは  
2000年3月期から。

当時監査法人に在籍していた。

日本の会計制度は、商法（現在会社法）における分配可能利益の算定を  
目的としていた。

私は当然、繰延税金資産は商法上の配当規制の対象になると思っていた。

だが、そうはならなかった。

「あ～。日本の会計は理念を失ったな。」と思った瞬間でもあった。

その後、監査を離れ、システム開発へ舵を切る一因にもなった。

5月27日 日経新聞にこんな記事が掲載された。

繰り延べ税金資産の計上ルール変更案  
企業会計基準委

日本の会計基準を作る企業会計基準委員会（ASBJ）は5月26日、  
企業にとって税金の前払いにあたる「繰り延べ税金資産」の計上ルールの  
見直し案を公表した。

業績が不安定だったり、将来十分な利益が出ないと見込まれたりする企業は、  
将来の収益見通しを説明できれば、前払いした税金がより多く戻ってくると  
見積もり、同資産を計上できるようになる。

7月下旬まで意見を募る。3月期決算企業には今期から適用を認め、  
来期からは強制適用される。

会計上、自己資本が増えて財務体質が改善したように見える。  
利益には影響しない。

現行ルールでは業績が不安定な企業は最大で5年分の利益見通しをもとに同資産を計上する。

6年目以降の利益については現行は認められていないが、ルール変更後は合理的な説明ができれば同資産を計上できる。

同資産の計上は本来は業績予想に基づくが、過去の実績が重視されすぎていたり、規則が細かすぎたりするなどの問題点が指摘されていた。

(以上)

15年経った今も、繰延税金資産は配当規制の対象となっていない。

繰延税金資産は「将来の予測」に基づいて計算される。

でも、「中期経営計画や次期予算が正しく算定されているか」については監査されていない。

本来、重要な内部統制監査対象であるはずだ。

国際会計基準の流れの中で、投資家が求める将来予測の概念が有価証券報告書にどんどん入ってきている。(例：繰延税金資産、減損損失、退職給付に係わる負債、資産除去債務など)

財務諸表の不確実性は年々高まっている。

開示川柳

「 税効果 本当に効果 あるのかな 」

---

— 【PR】 —

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

---

---

## 5 編集後記

---

かつて、歩行者天国は割といろいろな所にはありましたが、交通渋滞緩和等の理由により大幅に縮小されました。

連休中にたまたま、かつて歩行者天国のあった繁華街へ出かけたのですが、狭い歩道（かつて歩行者天国を実施していた道路とは別の道路だが）に

大量の歩行者がごった返し、身動きもとれない状態に閉口しました。  
現在拡幅工事が行われていて一部拡幅されているものの、未拡幅区間が  
ボトルネックとなって、あたかも有名寺社の初詣のような状態が毎週末に  
繰り広げられているのです。

その道路は都内有数の主要道路なので歩行者天国は無理としても、拡幅が  
完成するまでは、せめて休日の昼間だけでも1車線減らして歩行スペースを  
確保できないかと思いながら人と車の波を眺めていました。(高橋)

---

— 【PR】 —

\* 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える  
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト \*

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年6月版は改正会社法事業報告(2015年5月決算より適用)及び  
四半期連結財務諸表科目表示等の改正を含め6月25日にリリース(予定)。

有報(短信含)54,000円 四半期・会社法各43,200円(いずれも税込)

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

— 【PR】 —

\* キャッシュ・フロー予算作成演習講座(共催:宝印刷株式会社) \*

児玉厚(公認会計士 株式会社スリー・シー・コンサルティング代表取締役)  
と一緒にキャッシュ・フロー予算を作ってみませんか?

実績予想から次期の予算P/L・B/Sそしてキャッシュ・フローへ展開します。  
評価基準を予算P/Lから予算C/Fへ変更したら賞与がどう変わるか、注目!

対象: 予算財務諸表の作成を初めて行う方  
予算財務諸表関係の作成・修正作業に不安のある方

2015年6月より2016年2月まで月1回開催(各回同一内容)

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smtg.jp/public/seminar/view/39>

---

— 【PR】 —

\* 財務報告実務検定 \*

- ・ 金商法、会社法から適時開示までを体系的学べる唯一の検定
- ・ 4種類のテキストは法令等の改正に完全対応。学習内容が実務に直結
- ・ 多忙な経理マンに配慮し、CBT 試験を採用。全国の試験会場で通年受験可
- ・ 合格後「財務報告実務検定会員」になると、テキスト・受験料が割引きに
- ・ 上場企業人事やCF0からディスクロージャー人材育成ツールとして引合多数

テキスト購入、受験のお申込みは <http://zaimuhokoku.jp/>

---

---

#### メルマガの登録変更及び購読解除について

---

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、  
以下のアドレスより手続きをお願いします。

(登録情報のご変更)

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

(購読解除)

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

---

#### メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

---

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、  
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

[kaijikaikei@3cc.co.jp](mailto:kaijikaikei@3cc.co.jp)

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画部)

---

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング  
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階  
URL : <http://www.3cc.co.jp/>

---

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.